

仙台市結婚新生活支援補助金

対象となる住宅の“リフォーム費用”について

1. 住宅のリフォーム費用について

- 対象となる費用：住宅機能の維持または向上を図るために行う「修繕」「増築」「改築」「設備更新」等
- 対象とならない費用の例：「倉庫、車庫に係る工事費用、門、フェンス、植栽等の外構に係る工事費用」「エアコン、洗濯機等の家電購入・設置に係る費用」
- 婚姻日から起算して1年以内に実施したリフォームが対象です。

2. 住宅のリフォーム費用に関する Q&A

Q① 婚姻前のリフォームは対象になりますか？

A① 対象になります。ただし、婚姻を機とし、婚姻日から起算して1年以内に実施したものに限りです。契約書等によりリフォームの実施日を確認します。

Q② 住宅に係る他の補助制度を受けていますが、仙台市結婚新生活支援補助金と併用できますか？

A② 下記の補助制度を受けている場合は併用できません。また、仙台市結婚新生活支援補助金の申請後に下記制度へ申請する場合も併用できません。ただし、住宅のリフォームについては、請負工事契約が別かつ工期が別である場合は、併用可能です。

- ・ こどもみらい住宅支援事業
- ・ 地域型住宅グリーン事業
- ・ ネット・ゼロ・エネルギーハウス実証事業
- ・ 戸建住宅ネット・ゼロ・エネルギーハウス（ZEH）化等支援事業及び集合住宅の省CO2化促進事業
- ・ こどもエコすまいる支援事業
- ・ 長期優良住宅化リフォーム推進事業
- ・ 住宅・建築物安全ストック形成事業
- ・ 次世代省エネ建材支援事業
- ・ 既存住宅における断熱リフォーム支援事業
- ・ 住宅エコリフォーム推進事業

- ・住宅・建築物省エネ改修推進事業
- ・高効率給湯器導入促進による家庭部門の省エネルギー推進事業費補助金
- ・住宅の断熱性能向上のための先進的設備導入促進事業

また、下記制度を申請する場合は仙台市結婚新生活支援補助金の申請に制限がかかります。なお、仙台市結婚新生活支援補助金の申請に制限がかからない場合であっても、下記制度の申請可否については各制度の担当窓口にて別途確認してください。

- ・仙台市若年・子育て世帯住み替え支援事業を申請する場合
→仙台市結婚新生活支援補助金では住宅の取得費用を申請できない
- ・せんだい健幸省エネ住宅補助金（新築向け）
→仙台市結婚新生活支援補助金では住宅の取得費用を申請できない
- ・仙台市戸建木造住宅耐震改修工事補助金
→仙台市結婚新生活支援補助金では住宅のリフォーム費用を申請できない

ここに記載のない補助金を申請している場合は個別の確認が必要ですので、お問い合わせください。

Q③ 住宅のリフォーム費用はどのようなものが対象になりますか？

A③ 婚姻を契機とした住宅のリフォームであり、住宅の機能の維持または向上を図るために行う修繕、増築、改築、設備更新等の工事費用が対象になります。ただし、次の費用については対象になりません。

- ・倉庫、車庫に係る工事費用、門、フェンス、植栽等の外構に係る工事費用
- ・エアコン、洗濯機等の家電の購入費用や設置費用

Q④ リフォームを行う住宅は夫婦が所有するものである必要はありますか？

A④ 夫婦が所有するものである必要はありません。ただし、夫婦の双方または一方の住民票の住所がリフォームを行う住宅の住所となっており、夫婦のいずれかがリフォーム工事の契約をし、夫婦のいずれかが費用を支払っている必要があります。

Q⑤ 賃貸物件のリフォーム費用は対象になりますか？

A⑤ 対象になります。ただし、賃貸借契約により本来貸主がすべき修繕費用ではないことを確認します。

Q⑥ 住宅取得費用やリフォーム費用について、金融機関へのローン払いをしている場合、対象になりますか？

A⑥ 対象になります。ただし、ローン契約に基づく支払いに限ります。